

在宅支援センター 薫 重要事項説明書

((介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売)

1. 在宅支援センター薫の概要

①概要およびサービス提供地域

事業所名	在宅支援センター薫	
所在地	神奈川県横浜市南区南太田 2-1-55 ルビーハイム 101	
介護保険指定番号	神奈川県第 1470501766 号	
開設年月日	平成24年 11 月 1 日	
管理者名及び連絡先	氏 名 上田 恭実 連絡先 045-716-5941	
営業時間	月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 5:00 祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、8 月 13 日～8 月 15 日は休日	
併設サービス	居宅介護支援、訪問介護	
サービスを提供する地域	横浜市全域	
当事業所の運営目的	(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態(要支援状態)にある高齢者に対し、適正な福祉用具の貸与及び販売を提供することを目的とします。	
当事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の心身の状況、希望及び環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与(または販売)することにより、ご利用者様の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者様を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行います。 ・ 要支援者に対しては、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、同様の援助を行い、要支援者の生活機能の維持又は改善を図ります。 	

②職員体制

管理者	福祉用具専門相談員指定講習終了	1 名(常勤兼務)
専門相談員	福祉用具専門相談員指定講習終了	2 名(非常勤兼務)

③福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 6:00～9:00	通常時間帯 9:00～18:00	夜間 18:00～22:00
月～土	△	○	△
日・祝	△	△	△

※搬入・搬出には料金はかかりません。

※ご希望の日付及び時間が指定できます。

「△」の時間帯につきましてはお問い合わせください。

※原則として早朝（6:00～9:00）深夜（22:00～6:00）の搬入・搬出は出来ません。

2. 利用料金

- ① 事業者が定める福祉用具貸与（または販売）（以下「サービス」という）料金の具体的な金額はカタログに掲載のとおりです。※福祉用具貸与の場合、介護保険負担割合証の割合に応じた一部負担金をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた福祉用具貸与料金は全額自己負担となります。

※料金設定の基本となる期間は、1ヶ月（16日間以上）ご利用の場合となります。

15日未満のご利用日数の場合は基本料金の半額となります。

- ② 交通費

上記営業地域内の場合は搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

- ③ 利用料金は次のいずれかの方法によりお支払いください。

※ごによっては隔月又は3ヶ月毎にまとめて請求を行う場合もございます。

A 現金払い（月1回定められた日にお支払い願います）

B 銀行振込み（期日までにお振込み願います。手数料はご負担ください）

C 口座振替（毎月27日（土日祝日の場合は翌営業日）にご指定の口座よりお引落しさせていただきます。手数料は事業者負担です）

3. サービス提供に際して

- ① 当サービスで提供する福祉用具（以下「対象福祉用具」という）の提供にあたっては、ご利用者様の身体の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ提供します。

・専門的知識に基づき相談に応じるとともに、対象福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供します。

・対象福祉用具の提供にあたっては、ご利用者様がいずれかを選択できることについて十分な説明を行ったうえで、選択に必要な情報を提供するとともに、医師、専門職、ご利用者様に係る介護支援専門員、その他の関係者の意見及びご利用者様の身体の状況等を踏まえ、提案を行います。

・対象福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。

・（介護予防）福祉用具貸与計画又は特定（介護予防）福祉用具販売計画（以下「福祉用具計画等」という）を作成し、対象福祉用具の目標、当該目標を達成するための具

体的なサービスの内容、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載し、ご利用者様及びご家族にその内容を説明し、同意を得て交付します。作成した福祉用具計画等のご利用者様に係る介護支援専門員にも交付します。

・対象福祉用具の調整を行ったうえで、必要に応じてご利用者様に実際に使用していただきながら使用方法の指導を行います。

② モニタリングの実施（特定福祉用具販売は除く）

・福祉用具貸与サービスでは、福祉用具計画等の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を福祉用具貸与のサービス開始時から6月を経過するまでの間に少なくとも1回行い、その継続の必要性について検討を行います。

・モニタリングの結果を記録し、当該記録をご利用者様に係る介護支援専門員に報告します。

③ 福祉用具貸与契約の終了（特定福祉用具販売は除く）

(1) ご利用者様の都合で福祉用具貸与契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

(2) 事業所の都合で福祉用具貸与契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、福祉用具貸与契約の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知します。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に福祉用具貸与契約が終了します。

- ・ご利用者様が施設及び、認知症対応型共同生活介護に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

(4) その他

・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、ご利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族の方などが、当事業所や当事業所の職員等に対して契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・職員等に対する身体的及び精神的暴力、セクシャルハラスメントにより職員等の心身に危害が生じ、サービス提供を行うことが著しく困難になった場合は、居宅介護支援事業所または保険者と連絡を取り、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

④ 対象福祉用具の故障等の連絡について（特定福祉用具販売は除く）

対象福祉用具の故障等（ベッドのリモコンが作動しないなど）があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

4. 衛生管理について

事業所は衛生的に管理している対象福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、設備及び備品についても衛生的な管理に努めます。なお、上記の対象福祉用具等の洗浄、消毒、保管、点検、修理、運搬に係る業務は、パラマウントケアサービス株式会社（東京都江東区東砂二丁目 14 番 5 号）に委託して行います。また、当該委託先事業者の業務の実施状況については定期的に確認し、その結果等を記録保管します。

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、ご利用者様に係る介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

4. 緊急時の対応方法

ご利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、救急隊、ご家族、ご利用者様に係る介護支援専門員へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【事故発生時・緊急時の連絡先】

在宅支援センター薫	氏名	福祉用具担当 上田 恭実
	連絡先	045-716-5941
主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

5. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催しその結果について職員等に周知徹底を図ります。

事業所は、虐待防止の為の指針を整備し、職員等に定期的に研修を実施します。

虐待防止に関する担当者：上田 恭実

6. 身体的拘束等について

福祉用具貸与（または販売）にあたっては、ご利用者様または他のご利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行いません。

緊急やむを得ない場合とは	「切迫性」、「非代替性」、「一時性」すべての要件を満たす状態
記録	その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
説明	（事前）当該ご利用者様又はそのご家族に、身体的拘束等の態様等を説明いたします。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。 （事後）事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該ご利用者様又はそのご家族に、身体的拘束等の態様等を説明いたします。
会議録	身体拘束適正化委員会で実施状況等を検討しその結果について従業者に周知徹底を図ります。

7. サービス内容に関する苦情・相談先

在宅支援センター薫	お客様相談・苦情窓口	福祉用具担当 上田 恭実
		045-716-5941
神奈川県国民健康保険団体連合会	相談・苦情窓口	045-329-3447
お住まいの区市町村の役所相談・苦情窓口（別紙一覧）		

8. その他

- ① 職員等は業務上知り得たご利用者様又はそのご家族の秘密を保持します。
- ② 職員等が退職する際、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族の秘密を職員等でなくなった後においても保持させるため、これら秘密を保持するべき旨の契約を交わします。
- ③ 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、保管します。
- ④ 事業所は職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設け業務体制を整備します。
 - ・採用時研修 採用後 1 か月以内
 - ・継続研修 随時
- ⑤ 第三者評価の実施状況
未実施

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記のように重要事項を説明し、同意を得て交付しました。

【事業所】

住 所 神奈川県横浜市南区南太田 2-1-55 ルビーハイム 101

事業所名 在宅支援センター薫（指定番号 第 1470501766）

説 明 者 上田 恭実 印

私は、サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項について説明を受け、同意しました。

【ご利用者様】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

ご利用者様との関係（ _____ ）

介護保険に関する横浜市等の苦情・相談窓口一覧

令和7年5月12日現在

横浜市・区	担当課	電話番号
横浜市(本庁)	はまふくコール	045-263-8084
鶴見区	高齢・障害支援課	045-510-1770
神奈川区	高齢・障害支援課	045-411-7019
西区	高齢・障害支援課	045-320-8491
中区	高齢・障害支援課	045-224-8163
南区	高齢・障害支援課	045-341-1138
港南区	高齢・障害支援課	045-847-8495
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045-334-6394
旭区	高齢・障害支援課	045-954-6061
磯子区	高齢・障害支援課	045-750-2494
金沢区	高齢・障害支援課	045-788-7868
港北区	高齢・障害支援課	045-540-2325
緑区	高齢・障害支援課	045-930-2315
青葉区	高齢・障害支援課	045-978-2479
都筑区	高齢・障害支援課	045-948-2313
戸塚区	高齢・障害支援課	045-866-8452
栄区	高齢・障害支援課	045-894-8547
泉区	高齢・障害支援課	045-800-2436
瀬谷区	高齢・障害支援課	045-367-5714

神奈川県国民健康保険団体連合会・介護保険課介護苦情相談係

〒220-0003 横浜市西区楠木町27-1

TEL 045-329-3447

受付時間:8:30~17:15(土・日・祝・年末年始除く)